

農地を耕作している農家の皆様へ

(注 意 事 項)

1. 他人の所有する農地に利用権設定等を受けるためには、農地の全てを効率的に利用して耕作を行う者であることが認められなければなりません。(農地法第3条第2項第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ)
2. 農地の全てを効率的に利用して耕作を行うためには、耕作に必要な機械の準備や農作業に従事する人手の確保の他、草払いの実施等の農地の適正な管理が不可欠です。
3. 最近、周辺農家や住民の方からの次のような苦情・相談が散見され、その中には農地が適正に管理されていない疑いがある例が見られます。
 - ・ 収穫後にマルチ等を畔に長期間放置すること
 - ・ ビニールマルチ(産業廃棄物)ごと耕運を行っていること
 - ・ 畔等の除草を行っていないこと
4. 農業委員会(農業委員・推進委員)は、問題が発生した場合には必要に応じて助言・指導を行っておりますが、その助言・指導に理由なく従わない等の悪質な場合については、農地の全てを効率的に利用して耕作を行う者であるという認定ができず、以後の利用権設定が認められない場合がありますので、十分注意して耕作をしてください。
5. 人手の確保に関する情報が欲しい場合、草払い等を含む農地の管理のノウハウを学びたい場合等、効率的な耕作のために助言・指導を求めたい場合には、問題が発生する前に農業委員会(農業委員・推進委員)にお申し出ください。

また、農地について何らかの問題が発生した場合には、速やかに農業委員会(農業委員・推進委員)に報告してください。

以上

問い合わせ先 鹿屋市農業委員会事務局 TEL0994-31-1131
--